

Ⅲ－３－（４）生徒指導

２ いじめ防止基本計画と校内体制

いじめは、深刻な人権侵害であることを認識し、いじめを生まない学校づくりに努める。いじめに対して、積極的、組織的に対応し、必要に応じて外部機関と連携しながら、生徒と共に解決を図る。また、「いじめ対策推進法」(平成25年法律第71号)を受け、その基本理念に基づき、第7条・第8条による学校の責務を重く受け止め対策を講ずる。

いじめ対策推進法 第三条 (基本理念)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(1) 基本方針

① 基本理念

いじめは人権を侵害する重大かつ深刻な問題であるという認識を常にもち、教育活動全般を通して、いじめを生まない風土づくりに努める。早期発見を心がけ、発生時は生徒と共に解決を図り、必要に応じて外部機関と連携しながら組織的に対応する。

(2) いじめの定義 (いじめ対策推進法において、令和5年度から以下の通り定義されている)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在席している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) 目指す生徒像

いじめをしない、させない、見逃さない 生徒

(4) いじめを生まない風土づくり

① 校内

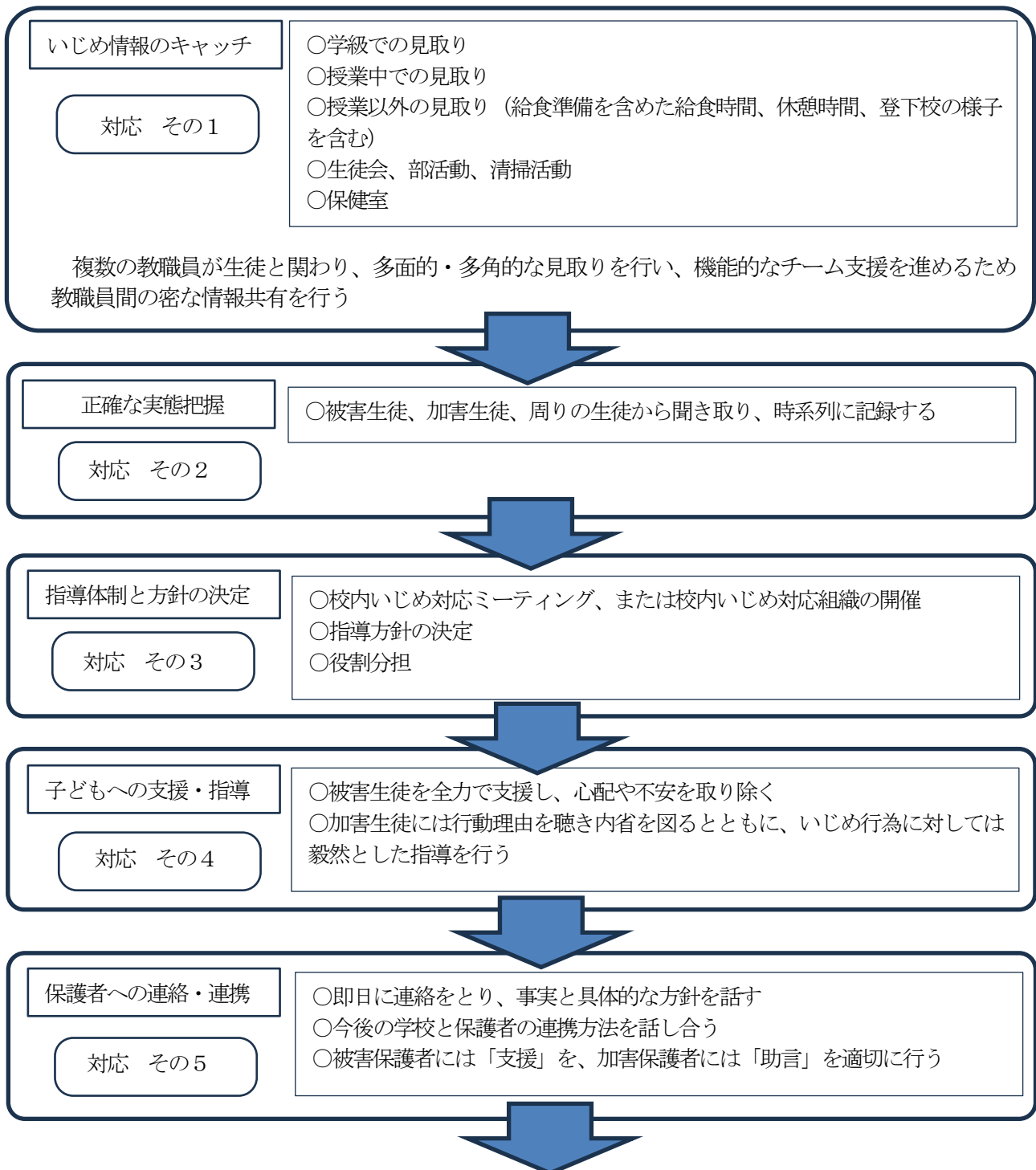
・教育活動全般を通して、規範意識を高め、きまりを守った学校生活を送れるよう支援する。

- ・道徳の授業、生徒会活動等を通して、思いやりの心を育てる。
- ・生活ノート、教育相談、生活の振り返り等により、生徒個々の実態把握に努める。
- ・朝の玄関指導、昼休みの巡視、部活動指導等、生徒と共に生活することにより、信頼される関係づくりの築いたうえで細やかな支援を行う。

② 校外

- ・保護者との連絡を密にし、互いに相談しやすい関係を築く。
- ・地域コミュニティ協議会や民生委員等を通して、地域での生徒の様子を把握し、協力して支援に当たる。
- ・小学校との引き継ぎや定期的な情報交換を通して、個々の特徴を理解した支援を行う。
- ・「インターネットによるいじめ」を防止するため、たよりや講演会等を通して、家庭の環境整備を促す。

(5) いじめ等の初期対応の基本的な流れ ※新潟市「いじめの初期対応ガイドブック」より





今後の対応

対応 その6

- 継続的な支援（解消の目安は3か月）
- スクールカウンセラー（SC）、学校支援課学校学級スーパーサポートチーム（SST）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の活用
- 心の教育の充実
- わかる授業の展開

- ・報告、連絡、相談を迅速に行い、外部機関との連携等、組織的に対処する。
- ・いじめ対応ミーティングを開催し、記録を残す。
- ・いじめられた生徒の心のケアを第一に考え、対処する。

(6) いじめ対策委員会（生徒指導部会）

- ・構成：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、いじめ・不登校担当、養護教諭、特別支援担当
- ・毎週火曜日に定例会を実施。情報交換を行い、共通理解を図る。また、必要に応じて対策を検討する。

(7) 校内いじめ対応ミーティング



※新潟市「いじめの初期対応ガイドブック」より抜粋

(8) 具体的な手立て

①学級担任

- ・毎週末（基本的に金曜日）に週末反省を行い、その用紙を回収し、いじめの早期発見に努める。
- ・道徳の授業の中で、人権尊重等の意識を高める。

② いじめ防止プログラム

- ・毎年学活や学年集会でいじめについて考える時間を設け、「いじめ早期発見」「いじめを認めない」指導・啓発を行う。

③ 生徒会活動

- ・毎年「いじめ早期発見」「いじめを認めない」活動（集会等）を実施する。

④インターネットによるいじめに関して

※以下のような学校の姿勢を保護者・生徒に伝え、徹底を促す。

- スマートフォンやiPad、タブレット等によるインターネットやSNSのトラブルがないよう生徒への適切な使用方法の指導する。生徒が使用する場合は、保護者が責任をもって利用状況を把握するよう注意喚起を促す。
- SNS上の誹謗中傷や名誉棄損、いじめや不適切な書き込みを受けたり発見した場合は、画像（スクリーンショット等）による保存（証拠の保存）するよう促す。インターネットによるいじめについても、他のいじめと同様に被害生徒・保護者の不安を受け止め、早期解決するよう支援する。

(9) 対応

- ① 情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握する。
- ② 校内いじめ対応ミーティング（詳細・経過）を開き、情報共有・共通理解をし、対応方針を決定する。【報告様式15の3】に記入する。
- ③ 概要を速やかに新潟市教育委員会に電話連絡（速報）する。【報告様式15の3】にて報告する。
- ④ 教育委員会による調査に協力し、指導を受ける。
- ⑤ いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるとき、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ いじめを受けた生徒に対して、具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝える。心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。
- ⑦ いじめを受けた生徒の保護者に対して、調査により明らかになった事実について即日説明する。
- ⑧ いじめを受けた生徒の保護者に対して、学校管理下でのいじめについては、生徒に辛い思いをさせてしまったことについて、しっかりと謝罪する（高レベルは基本管理職からも）。
- ⑨ いじめを行った生徒に対して、行動理由と情動について十分に聴く。いじめの被害生徒の気持ちを認識させ、反省を促す。自分の行為の責任を取る方法（謝罪など）を考えさせる。
- ⑩ いじめを行った生徒の保護者に対して、即日事実を説明する（高レベルは基本家庭訪問）。教師と保護者が共に生徒を育てる姿勢を示す。加害生徒が「非」に気付き、内省が図られるよう協力を求める。被害者の保護者への謝罪や生徒への対応について助言する。

■保護者への説明で注意すること

※すべての事実が確認できていない場合は、憶測でものを言わない。学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える。

※情報の提供に当たっては、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(10) 重大事態

※【重大事態とは】 ※法第28条第1項に掲げる重大事態

- 生徒が自殺を企図
- 身体に重大な障害を負う
- 金品に重大な被害を被る
- 精神性の疾患を発症した
- 相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席